

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和6年1月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別 事件別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計						
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済					
総 数		271	243	[1]	277	[1]	791		[1]	164	254	303	[1]	721		11	750	751	730	2242	791	721
民 事 総 数		229	195	[1]	229	[1]	653		[1]	148	218	265	[1]	631		11	631	600	604	1846	653	631
特別上告(テ) うち少額異議		2	2		3		7			3	4	4		11			2	3	4	9	7	11
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		59 (54)	53 (46)		61 (57)		173 (157)			33 (30)	61 (56)	76 (68)		170 (154)		1 (1)	204 (191)	181 (164)	178 (170)	564 (526)	173 (157)	170 (154)
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		86 (54)	74 (46)	[1]	88 (57)	[1]	248 (157)			[1] (30)	46 (55)	74 (68)	93 (68)	[1] (153)	213	5 (1)	270 (191)	261 (165)	255 (170)	791 (527)	248 (157)	213 (153)
再審(訴訟)(ヤ)												3		3			1	1		2		3
特別抗告(ク) (並行)		33	30		33		96			49	60	56		165			37 (3)	40 (2)	45 (4)	122 (9)	96	165
許可抗告(許)																	4	4	6	14		
再審(抗告)(ヤ)		29	23		27		79			2	3	14		19			85	90	86	261	79	19
民 事 雑(マ)		20	13		17		50			15	16	19		50		5	28	20	30	83	50	50
行 政 総 数		42	48		48		138			16	36	38		90			119	151	126	396	138	90
特別上告(行テ)																						
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)		13 (9)	12 (12)		13 (12)		38 (33)			5 (4)	13 (9)	14 (12)		32 (25)			38 (31)	48 (46)	41 (39)	127 (116)	38 (33)	32 (25)
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		15 (9)	14 (12)		14 (12)		43 (33)			6 (4)	10 (9)	17 (13)		33 (26)			46 (31)	60 (46)	46 (39)	152 (116)	43 (33)	33 (26)
再審(訴訟)(行ナ)																						
特別抗告(行ト) (並行)		5	4		5		14			3	8	5		16			5	4	7	16	14	16
許可抗告(行フ)																						
再審(抗告)(行ナ)		7	15		12		34				1			1			28	34	25	87	34	1
行政 雑(行ニ)		2	3		4		9			2	4	2		8			2	5	7	14	9	8

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和6.2.14 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[.] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和6年1月分

事件別	新					受					既					済					未		済		1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済				
総数		84	100	101	285		93	93	79	265		(45) 142	(46) 153	(62) 177	(153) 472						285	265				
訴訟事件	総数		43	39	43	125		43	48	31	122		(45) 116	(46) 109	(62) 142	(153) 367					125	122				
	第一審判決に対するもの																									
	うち裁判員関与																									
	控訴審判決に対するもの		43	39	43	125		43	48	31	122		(45) 114	(46) 109	(62) 142	(153) 365					125	122				
	うち裁判員関与		2	3	5	10		5	2	3	10		(5) 8	(6) 8	(16) 16	(27) 32					10	10				
非常上告																										
再審																										
総数		41	61	58	160		50	45	48	143			26	44	35	105					160	143				
再審請求				1	1				2	2	4		1	1	2	4					1	4				
上告受理申立て			1		1			1		1											1	1				
法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																										
判決訂正申立て									2	2												2				
特別抗告申立て		30	24	22	76		23	25	19	67		20	14	14	48						76	67				
医療観察再抗告							2		2	4												4				
費用補償請求													1		1											
上訴費用補償請求のあったもの																										
刑事補償請求														1	1											
訴訟費用免除申立て		2	3	6	11		4	5	5	14		1	2	4	7						11	14				
刑事雑		9	33	29	71		21	12	18	51		4	25	15	44						71	51				
改取の裁判の取消し上告事件																										

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計			
		民事上告	総数	41	78	94	213		
判決									
決定		41	78	93	212				
その他				1	1				
民事受理	総数	52	84	110	246				
判決				1	1				
決定		52	83	108	243				
その他			1	1	2				
刑事上告	総数	43	5	48	2	31	3	122	10
判決									
決定		35	5	42	2	25	2	102	9
その他		8	6	6	1	20	1		

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

うち裁判員関与
 うち裁判員関与
 うち裁判員関与
 うち裁判員関与
 うち裁判員関与

4. 上告既済事件の審理期間表

令和6年1月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別							
			6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5 年を 超える もの
民事上告	総 数	213		211	2				80	66	42	23	2			
	大 法 廷															
	第一小法廷	41		41					18	10	11	2				
	第二小法廷	78		76	2				20	31	16	9	2			
	第三小法廷	94		94					42	25	15	12				
民事受理	総 数	246	1	242	3				75	78	62	27	4			
	大 法 廷															
	第一小法廷	52		52					19	12	17	4				
	第二小法廷	84	1	82	1				18	36	20	9	1			
	第三小法廷	110		108	2				38	30	25	14	3			
刑事上告	総 数	122	2	118	2				35	66	17	2	2			
	うち裁判員関与	10		10					1	4	4	1				
	大 法 廷															
	うち裁判員関与															
	第一小法廷	43	2	40	1				16	19	7		1			
	うち裁判員関与	5		5						2	3					
	第二小法廷	48		47	1				12	30	4	1	1			
	うち裁判員関与	2		2						1		1				
	第三小法廷	31		31					7	17	6	1				
うち裁判員関与	3		3					1	1	1						